

水資源機構かんがい排水事業（継続）

1. 趣 旨

水資源機構が行うかんがい排水事業は、社会的、経済的諸条件の変化に対応して、緊急かつ総合的（多目的）な水資源の開発が必要である地域において、水資源開発促進法、独立行政法人水資源機構法等に基づいて実施するもので、

その規模が大きく地域開発の基幹事業としての重要性が大であること
事業実施の緊急性が高く、かつ円滑な事業推進が要請されていること
という極めて公共性の高い事業である。

2. 内 容

農業用水・水道用水・工業用水の確保といった多目的にわたる施設等を一元的に機構が新築・改築することで、農業生産の基礎となる水利条件を整備（農業用水の確保、農業用水の適期・適量供給・排水改良）し、水利用の安定と合理化を図ることにより、農業生産性の向上、農業構造の改善に資する。

また、自然的・社会的状況の変化等に起因して、水資源開発施設及び愛知豊川用水施設の機能低下及びこれによる災害のおそれに対処し、施設の機能回復を図り、農業生産の維持及び農家経営の安定を図り、併せて国土の保全に資する。

3. 事業主体 独立行政法人水資源機構

4. 採択基準等

事業名	採 択 基 準	補 助 率
水資源機構かんがい排水事業	原則として国営かんがい排水事業（内地）又は国営総合農地防災事業（内地）に準ずる。 〔 受 益 面 積：3,000（1,000）ha 以上 末端支配面積： 500（ 100）ha 以上 （ ）内は畑を示す 〕	1 / 2 2 / 3 70%

国の補助率は70%を越えない範囲内で農林水産大臣が財務大臣と協議して定める。

5. 平成18年度概算決定額（平成17年度予算額）

9,195百万円（ 9,359百万円）

【担当課：農村振興局 総務課 機構調整室】